

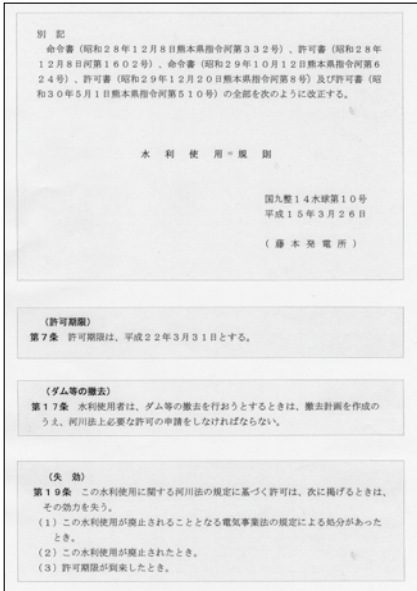
球磨川の下流から

荒瀬ダム問題を考える

—連載その②

水利権の失効と同意なき申請、その波紋

つる 詳子（環境カウンセラー）



荒瀬ダムの水利使用規則（抜粋）

蒲島知事が決定していた存続を、再び撤去へと転じた理由の一つは、前原国交大臣が「藤本発電所（荒瀬ダム）の水利権は、今年の3月31日で失効する。発電を継続するためには、漁協の同意を得て、新たに水利権の申請が必要」という判断を示したためです。それまでも、球磨川漁協や地元住民からは、「3月31日で失効する」という主張がされてきました。県は「県の考えは、許可期限（3月31

日）の6カ月前から1カ月前までに更新手続きすれば、継続可能」「見解の違い」として、漁協や地元の同意なくとも水利権の申請の手続きは可能だと説明してきました。県は今回の国の解釈に納得せず、「国相手に裁判をすることも考えた」ようですが、何年もかかる裁判とその間の混乱を考え存続を断念、再び撤去へと方向転換したのです。しかし、2年後の撤去を前提として、2年間は発電

水利権というのは、流水を排他的に占有することができる権利です。発電や農業用水の取水などを行う場合に、国の許可によって与えられます。その許可期間は、通常その目的になる事業（発電の場合は、その発電事業）が継続する限り、許可期限が来ても更新手続きによって更新を行えば、失効することはありません。しかし、

水利権の失効とは

を継続し、そのために2年間の水利権申請を行うと発表したため、地元や漁協は反発しています。これまで、自分たちの解釈で強引に水利権申請をしようと、そして「水利権の失効」を「政権が変わったため」「解釈の違い」と説明する知事や企業局に2年間の水利権の申請を許せば、2年後に「失効ではない」という解釈で再度方向転換する可能性は皆無ではなく、「撤去はするが、あと2年発電させてくれ」という知事を信頼することができないのです。

悪質な取水などの違法行為によって水利権が取り上げられるなど、水利権が失効することがあります。水利権の許可証は「水利使用規則」というものがそれに値するもので、いわば、運転免許証のようなものですが、違反行為などない限り、更新することによって権利を継続することができます。仮に期間内に更新手続きを行わなくても、その間取水（運転）できないだけで、取水（運転）する資格を失うものではありません。悪質な違法行為等によって権利を取り上げられると、再度許可をとりなおさないと、取水（運転）をすることができません。この後者の場合が、水利権では「失効」に値します。

悪質な取水で水利権が失効した事例として、信濃川の信濃川発電所におけるJR東日本の不正取水事件が昨年ありました（現在、再申請のため地元の同意取得のための協議中）が、失効するのは、違法行為があった場合ばかりではありません。その他の「失効する場合」に当てはまったものが、藤本発電所が平成15年に許可された水利権でした。

平成15年に許可された藤本発電所の水利使用規則は、過去例がない水利使用規則です。それは、「7年後にはダムの撤去を行う」という前提で申請が行われた全国でも事例がない水利権の申請に対し、河川管理者（国交大臣）がその内容を特別に認め、暫定的に許可された水利権で、水利使用規則には明確に「7年後には失効する」旨の記載がありました。

撤去を前提に申請し、国交大臣もそれを認め、許可をしないこと―すなわち期限がきたら失効することを前提に許可されたものであることが、明確にされているのです。知事や企業局が「更新はできる」と主張するに、はかなりな無理があり、水利権の失効を認めざるを得ませんでした。

2年間の水利権

申請への反発

2月15日と20日両日、坂

本町において「荒瀬ダム撤去方針」についての説明会が開催され、蒲島知事は2年間の発電存続のため、水利

権の申請を行うことへの理解を求めます。「知事の言葉を信用できない」「2年間の発電の根拠がない」「水利権の解釈と政権交代は

けに、知事にまた裏切られたという思いを住民は抱きます。地元漁協の同意がない水利権の申請は過去事例がないという水利権申請を行うことに対して、蒲島知事の説明責任が問われます。

者」には、「河川に関し権利を有する者」が含まれ、それは漁業権者及び入漁権者を指しています。この日の会合において、委員の一人から、「ダムが干潟や海への土砂供給に影響を与えることを考えると、球磨川漁協だけでなく海面の漁協も意見聴取の対象に入るのはないか」などの指摘があったもの

する要望書を提出しました。新たに申請を行った場合、前原国交大臣は「許可が下りるまで最低5カ月はかかる」としていますが、球磨川漁協の同意がない上に、地元から更に出される意見で、許可までどれ程の時間がかかるのか、また許可が下りるのか先行きは全く不透明です。住民を無視した強引な水利権の申請が、更なる混乱を招く可能性があります。撤去を決めたのであれば、発電の存続はあきらめ、住民と一体となつてこの事業を成功させ、この全国初のダム撤去が地域の再生のモデルとなるよう精力を費してほしいものです。

国交省の対応と有識者の会

撤去が決定した喜びはどこにも感じられませんでした。

水利権の申請があつた以上、国交省は河川法の手続きに従つて対応していくしかありません。前例のない申請に国交省九州地方整備局（九地整）は、「公平で専門的見地から助言をもらい、慎重に審査する必要があります」として、「藤本発電所の水利使用について助言を頂く有識者の会」を設置し、申請から4日後の2月28日、第1回の会合を開きました。

この日は、企業局から藤本発電所の水利使用に関する現況についての説明や、九地整による「藤本発電所の水利使用による損失の考え方」「関係河川使用者への通知の考え方」の説明が主にありました。「関係河川使用

一方、地元住民団体は、3月4日「地域住民は57年間、浸水や振動の被害水質悪化による環境悪化などの苦しみを受けてきた」として、意見を聴くことを求め、八代漁協も3月5日「同意の対象とすべき」と

2年間発電を存続する意義も根拠も説明がないままに、蒲島知事は2月24日水利権の申請を行います。その前日の23日、地元住民は直接知事に会い、水利権の申請は行わないで、すぐ撤去事業に入つてほしいと要望しています。「自分を信じてくれ」という知事に、その翌日には水利権の申請を行う準備を行うつもりであるということ

を誰も感じ取ることはできなかった

「同意の対象とすべき」と

4月1日から間違はなく実施される荒瀬ダムのゲート全開が、球磨川の再生だけでなく、知事との信頼回復に向けたより良い流れを作ることを期待したいものです。

「荒瀬ダムの今後の方針」説明会（2010年2月20日、坂本町）



つるさんのブログ「荒瀬ダムと川辺川ダムの現場から」
<http://kumagawa-yatusirokai.cocolog-nifty.com/>